明治太政官文書研究からみた「宸翰御沙汰書」

じめこ

には、 五.日) された文書が、明治天皇の「宸翰御沙汰書」(以下、 に通達し、学校の下で修史事業が開始されることになった。三月二十日の再開を建議した。同月二十日、行政官弁事は建議採用決定の旨を学校 料編纂所の歴史は江戸時代にまで遡ります。 纂所の所蔵である。史料編纂所では、明治二年四月四日 合上、仮に史局総裁任命勅書と表記しておく)と言われるものである。 の三条は、 百年記念式を行なった。 る)の歴史にとって重要な史料とされてきたものであり、 明治 史局総裁任命勅書は、 中枢機関である行政官の弁事宛に、 四月四日、 その冒頭では史局総裁任命勅書も取り上げられ、 を創立年月日とし、 現在でも、 旧幕府の和学所(和学講談所)に史料編輯国史校正局が開設さ 二年(一八六九)二月、文教行政機関としての学校は、 行政官の輔相という最上位の職にあった。このとき三条に下 明治天皇は、三条実美を「史局」の総裁に任じた。当時 『東京大学史料編纂所要覧』 当日は所員の太田晶 東京大学史料編纂所 昭和四十四年 (一九六九) 五月十五日、 六国史以降中断していた修史事業 所載の「沿革」では、「史 一七九三年 一郎教授による記念講演が 以下、 本稿では行論の都 史料編纂所とす 解説がなされて (太陽曆五月十 (寛政五年)、 原本は史料編 維新政府 創立

下し、 されることはあっても、 されている「沿革」の文章も、 しておく。 料紙の形態などの外形的な特徴に焦点を絞り検討することを予めお断 細な分析や作成過程の解明にはあまり踏み込まず、 局総裁任命勅書を取り上げ、 れては来なかった。そこで本稿では、明治太政官文書研究の立場から中 めの史料、 り、表記は一定していない。 実美に修史事業の総裁を命じた明治二年四月四日の明治天皇宸翰」とあ 掲載されているが、その写真に付されたキャプションには、「輔相三条 勅書」と表記している。ただし、同じ要覧に史局総裁任命勅書の写真が 校正局が開設されました。翌四月、 政府の修史事業はこの事業を引き継ぐかたちで始められ、 国学者塙保己一は幕府の援助をうけて和学講談所を開設しました。 (明治二年) 三月、 さて、史局総裁任命勅書は、これまで史料編纂所の沿革を説明するた 同局の総裁に任じています」と説明しており、ここでは (6) あるいは近代日本史学史研究のための史料として利用 和学講談所跡(現千代田区六番町)に史料編輯国史 明治太政官文書の一つとして文書論的に研究さ 改めて考察を加えたい。ただし、文言の詳 なお、 要覧から転載されたものである。 明治天皇は三条実美に宸筆の勅書を 史料編纂所のホームページ上に掲載 文書の様式、 一八六九年 「宸筆の 明治

箱

石

大

一 東京大学史料編纂所所蔵「明治天皇宸翰御沙汰書

(1)書誌情報

展示に供されてきた。 展示によける図書登録名は「明治天

改行した)。

改行した)。

改行した)。

改行した)。

改行した)。

な行した)。

な行した)。

の改行は/で、折紙の反転は』で示したが、平出は実際にたって、通常の改行は/で、折紙の反転は』で示したが、平出は実際にれ、マイクロフィルムからデジタル化した画像を見ることができる。史れ、マイクロフィルムからデジタル化した画像を見ることができる。史れ、マイクロフィルムからデジタル化した画像を見ることができる。史料編纂所のホームページから公開している所蔵史料目録データベー史料編纂所のホームページから公開している所蔵史料目録データベー

修史ハ万世不朽/ノ大典

/リ、故ニ史局ヲ開キ、非スヤ、今ヤ/鎌倉已降武門/専権ノ弊ヲ革/除シ、政務ヲ振興セ非スヤ、今ヤ/鎌倉已降武門/専権ノ弊ヲ革/除シ、政務ヲ振興ニ祖宗ノ盛挙ナルニ、/三代実録以後/絶テ続ナキハ、豈大/闕典ニ

ニシ、以テ天下ノ綱/常ヲ扶植セヨ、職ニ任ス、須ク速ニ君/臣名分ノ誼ヲ正シ、/華夷内外ノ弁ヲ/明祖宗ノ芳躅ヲ継キ、/大ニ文教ヲ天下ニ』施サント欲シ、総裁ノ/

ら、現代語訳的な文章として示せば、「修史は万世不朽の大典であり、まま書き写した形式になっている。若干注釈を加えて言葉を補いなが「朕」)は明記されていないが、明治天皇が三条に対して下す勅語をそので文章化した形式であり、主語として天皇を示す一人称代名詞(=これは天皇の言葉すなわち勅語を、漢字・片仮名交じりの漢文訓読体

の職を兼ねた(ただし明治一〇~一二年の間は伊地知正治がこの職

歴代天皇の盛挙であるのに、(六国史の)『日本三代実録』以後は断絶し歴代天皇の盛挙であるのに、(六国史の) 『日本三代実録』以後は断絶したいと思い、(汝を) 総裁の職に任ずる。須らく速やかに君臣名分の情誼を正思い、(汝を) 総裁の職に任ずる。須らく速やかに君臣名分の情誼を正思い、(汝を) 総裁の職に任ずる。須らく速やかに君臣名分の情誼を正思い、(汝を) 総裁の職に任ずる。須らく速やかに君臣名分の情誼を正思い、(汝を) 総裁の職に任ずる。須ら、大いに文教を振興させた。故に史局を開設し、本書に、大田史の)『日本三代実録』以後は断絶し歴代天皇の盛挙であるのに、(六国史の)『日本三代実録』以後は断絶し

ら内閣制への移行に伴い翌年一月に修史館が廃止されるまで、 もなく右大臣を経て太政大臣に達するが、 を総裁させた『六国史』の例にならったものである。三条実美は間 政官の最高官を修史事業総裁の職に任じたのは、親王・大臣に事業 る。三条実美は当時行政官の最高官である輔相の地位にあった。 をされた料紙を折紙と呼ぶ。文字は数え一八歳の天皇の自筆であ て右端から書き始め、左奥に達したところで横折のまま料紙を翻 ているように見えるのは、もともと料紙を横折にし、折目を下にし り東京大学史料編纂所に寄贈された。文字が上下両方向から書かれ 修史事業総裁の職に任じた御沙汰書。三条家に伝来したが、同家よ 纂所の起源である。本書は、同年四月四日に明治天皇が三条実美を の旧和学講談所に「史料編輯国史校正局」を設けた。これが史料編 維新政府は、 さらに文字を書き続けたことによるもので、このような書き方 明治二年三月二〇日、 修史事業を興すため、 明治一八年の太政官制か 九段坂上

真も掲載されている。

(註:引用に際してアラビア数字を漢数字に変換した)

「註:引用に際してアラビア数字を漢数字に変換した)

(2) 原本の調査結果概要

て史料編纂所に所蔵されている。

○)七月十日、三条家から史料編纂所に寄贈された。同日付で三条実春なので、原本は三条旧公爵家の所蔵であったが、昭和二十五年(一九五なので、原本は三条旧公爵家の所蔵であったが、昭和二十五年(一九五史局総裁任命勅書は、そもそも明治天皇から三条実美に下されたもの

紹介しておきたい。命勅書の原本を熟覧した結果、次のような知見を得ることができたので命勅書の原本を熟覧した結果、次のような知見を得ることができたので今回、史料編纂所史料保存技術室の髙島晶彦氏とともに、史局総裁任

り跡が残されている。形式であり、元来は四つ折にして包紙に収納されていたと考えられる折形式であり、元来は四つ折にして包紙に収納されていたと考えられる折の包紙が付属している。本紙は、解題でも述べられているように折紙の次に、史局総裁任命勅書の料紙は、上質の奉書紙と思われ、ほぼ共紙

の端からはみ出すほどの勢いで書かれており、一見すると後年裁断され画像で見ても分かるように、史局総裁任命勅書は、文字の一部が料紙

もしれない。この点に関しては、同時代の明治天皇自筆文書とのさらな清書したため、とくに字配りが非常に窮屈なものとなってしまったのからに案文を置き、それを手本として文字だけでなく字配りもその通りにあに案文を置き、それを手本として文字だけでなく字配りもその通りにのに案文を置き、それを手本として文字だけでなく字配りもその通りにある。そのに案文を置き、それを手本として文字だけでなく字配りもその通りにあるが、料紙の端を熟覧したとこているのではないかと思わせるのであるが、料紙の端を熟覧したとこ

勅 る。 ところ時期は特定できないが、 所所蔵「大日本維新史料稿本」明治二年四月四日条に貼付された史局絵 の朱印が押されていたことを確認することができる。しかし、史料編纂 登録された史局総裁任命勅書の台紙付写真も所蔵されている。これによ〔11〕 訪した時点では、まだ三条家の朱印は押されていなかったことが分か 裁任命勅書の写真を見ると、「三条之印」の印影は確認できない。 れば、料紙の大きさは現状とほぼ同じと思われ、当時からすでに三条家 蔵書印として押されている。史料編纂所には、昭和三年 なお、史局総裁任命勅書には、「三条之印」という印文の方形朱印 この「大日本維新史料稿本」では、 としている。 維新史料編纂会が史局総裁任命勅書を採 史局総裁任命勅書の名称を (二九二八) に 今の

一 維新期明治太政官文書としての「詔勅

(1) 文書の名称

史料編纂所の歴史に関する基本史料とされている史料編纂所所蔵「史史料編纂所が以前からこの名称を公式なものとしてきた訳ではない。は、前述の如く史料編纂所における現在の図書登録名である。しかし、史局総裁任命勅書に付与された「明治天皇宸翰御沙汰書」という名称

る比較検討が必要となろう。

敢えて文書様式に基づく名称を付していない。これも一つの見識であろ 状」によると「明治天皇御宸翰」であり、元史料編纂所長の宮地正人も 同 編 沙汰書」ではなく「宸筆御沙汰書」という名称は、後述する帝国学士院 御沙汰書」の両方の文書名を使用していたことが分かる。この「宸翰御 史』の部局史では 裁任命勅書の名称を「勅書」としている。ところが、 料編纂始末」(史料編纂掛六十年史)という編纂物の綱文では、(3) いる。史局総裁任命勅書の旧蔵者である三条家が付した名称は、「寄進 れている。こうしてみると、 大学百年史部局史編集委員会によって共同執筆された『東京大学百 書には、 『宸翰英華』が付与した文書名を踏襲したのではないかと思われる。(4) の名称を使用している。 図版第四七七号として史局総裁任命勅書の写真も掲載されて 「勅書」とし、括弧書きで「宸筆御沙汰書」と註記さ 史料編纂所では、 宸筆 (宸翰) であることのみを示し、 従来、 史料編纂所の 「勅書」と「宸筆 史局 東京

月地租改正ノ詔ノ如キ是ナリ、 韶、 概ネ詔ヲ以テシテ、 参考になる。そこでは、まず「詔勅ノ総説」として、「案スルニ、 ル者アリ、 ス」と述べ、天皇の意思を表明する文書を「詔勅」と総称した。 スルアリト雖モ、 文書名で呼んでいたのであろうか。この問題に関しては、 ノ後綸言通シテ詔勅ト称ス、 「法規分類大全第一編 五年十一月改暦ノ詔、 「詔」については、「詔勅ノ式異ナシト雖モ、広ク大事ヲ宣布スル者 それでは史局総裁任命勅書を発給した政府自身は、どのような 概 ネ御璽奉勅ノ式無シ」と、 其実ハ則 刺ヲ以テスルコトナシハシアリ、 政体門三 三年正月大教宣布、 一ナリ、 勅ニ勅書、 太政官ノ布告ヲ副フル者アリ、 詔勅式』 御沙汰書モ亦綸旨ヲ宣ルノ一体ト 勅旨、 「勅」 の冒頭に掲載された解説が選に関しては、内閣記録局編 については、 勅諭等時ニ因テ名ヲ異ニ 十一月律書頒布、 元年九月改元ノ 「勅書ノ名ハ 或ハ副 六年七 そし 維新

> るが、 其後、 類、 励 嵌めようとすると、 こうした文書の定義・分類が、 宛の史局総裁任命勅書は「御沙汰書」ではなく「勅」(勅書) に分類さ 定義した『法規分類大全』に史局総裁任命勅書は収録されていない にあるものとした。明治太政官文書としての「詔勅」類を以上のように 二年正月政始式ヲ小御所ニ行ナハセ百官将士ヲ奨励シ玉ヒシヲ以テ始 成果である『法規分類大全』の定義・分類を、 あるとはいえ、後年における明治政府の記録部局が纏めた研究 て定められていたのであろうかという疑問である。 れるのではないかと思われる。ただし、注意しなければならないのは のように個人宛のものが 天皇の意思を伝達する文書と定義し、厳密には「詔勅」や「布告」の外 無シ」と述べ、とくに ヲ叙スルアリ、 ル者亦此体ノーナリ、詔勅・布告ノ外ニ在リテ其用最広シ、直チニ其事 臣ノ聖意ヲ伝達スル者之ヲ御沙汰書ト称ス、褒賞、 史局総裁任命勅書がその定義・分類のどれに該当するのか不明であ 概ネ勅ト称ス」と、「御沙汰書」については、「凡ソ太政官若クハ大 此時輔相勅書ヲ宣読シ、 臨時職ヲ命シ、事ヲ命シ若クハ委任シ及ヒ式場ニ幸シ旨ヲ賜フノ 明治天皇の勅語が天皇の自筆で書かれた文書である点、毛利敬親 奨励等一切此体ヲ用フ、中興ノ初、復古、征討ノ二大号令ト称ス 徴召敬親ヲ召ス 或ハ詔勅・官記・位記等ニ副フルアリ、皆大臣奉勅 発遣 「御沙汰書」については、太政官あるいは大臣 「勅」とされている点などから考えると、三条 (以下、割註省略)、賞賜、褒貶、 後ニ勅書写ヲ以テ四等・五等諸官 果たして新政府の発足当初から体系立て 実際の文書に無理 黜罰、 政府自身の編纂物で 贈賜 慰問、 **用祭**、 ノ例

問題を考える上で有益な史料に、 どのような名称を付与していたのかという点を確認しておきたい。 史局総裁任命勅書と同時期の公文書に対して、 却って誤った解釈を導き出す恐れもあろう。 政府が刊行した『太政官日誌』 政 府自身が 以下の

御沙汰書写

諏訪伊勢守 (忠礼、高島藩主)

付、右御預被免候事、其方へ御預被 仰付置候末家諏訪左源太儀、/御不審之廉相解候ニ

東京府

沙汰候事、今般の御駐輦ニ就而ハ、府下取締向別而厳重/行届候様可致旨の御

ないかと考える 総裁任命勅書が天皇の自筆すなわち「宸筆」・「宸翰」であることは間違 的には明らかに「御沙汰書」とはみなし難いことが確認できよう。 あるとは限らないことも分かるが、史局総裁任命勅書の様式は、 され、古文書学の用語で言うところの書き止め文言 語では「結文」)が、必ずしも「…旨 いないが、その様式は同時代的にも「御沙汰書」とは別のものであり、 『法規分類大全』 これを見ると、 が定義・分類するところの「勅」 当時の 「御沙汰書」 は、 御沙汰候事」というものだけで 宛所が冒頭 (勅書) とすべきでは (明治政府の法令用 袖 の下部に記 同時代 史局

ていたのではなかろうか に史局総裁任命勅書の存在を知り得たのは、 官日誌』に掲載して公表されることはなかった。したがって、 登場するのであるが、 という名称を付与された文書の掲載はなく、 なお、 『太政官日誌』 に限定すれば、 慶応四 = 明治元年中に 史局総裁任命勅書については、 「勅書」 部 の政府関係者に限られ は翌明治 少なくとも 同時代的 「勅書」 一年から 『太政

> 晶二郎 書記)・足立庄之助 史料編纂所の関係者も多数含まれていた。常務委員の辻善之助 乾・坤の全二冊・二帙という構成である。『宸翰英華』の編纂委員には 年(一九四九・一九五〇)に刊行された。本篇第一冊・第二冊と図版 奥付は昭和十九年(一九四四)の発行だが、 出資で、帝国学士院が昭和十六年(一九四一)二月より編纂を開始し、 ことが妥当であるように思われる。それでは、なぜ史局総裁任命勅書 検討した結果、史局総裁任命勅書の名称は「明治天皇宸筆勅書」とする 郎(同前)、 士院会員、元史料編纂所長)、委員の岩橋小弥太 いかと考えている。『宸翰英華』は、財団法人紀元二千六百年奉祝会の 以上 恐らくこれは『宸翰英華』 「勅書」ではなく「御沙汰書」と称する見解が出てきたのであろう のように、 足立庄之助(同前)である。 (史料編纂業務嘱託)・臼井信義 嘱託の勝野隆信 同時期の文書や『法規分類大全』の定義・ (史料編纂官補)・玉村竹二 (同前)・太田 を編纂する中で出された見解なのではな (同前)・田中慶二郎 実際は昭和二十四・二十五 (史料編纂官) 分類と比較 (史料編纂 (帝国学 相田一

前述の如く史局総裁任命勅書の翻刻文と写真が、『宸翰英華』の本篇 第二冊と図版坤に収録されており、そこで付与されている名称は、明治 天皇「宸筆御沙汰書」であった。「宸筆」と「宸翰」はほぼ同義の語と して使用されているので、「宸翰御沙汰書」と言い換えることもでき る。いずれにしても、明治天皇宸筆の「御沙汰書」であると認定したの である。史料編纂所の図書登録名は、この『宸翰英華』が付与した文書 名に倣い、「勅書」ではなく「御沙汰書」としたのではないかと思われ る。ちなみに、史料編纂所長を務めた坂本太郎も史局総裁任命勅書を る。ちなみに、史料編纂所長を務めた坂本太郎も史局総裁任命勅書を 「宸翰御沙汰書」と呼んでいた。

、古代から近代まで通時的に存在する天皇自筆の文書に対して、体系こうした『宸翰英華』による「宸筆御沙汰書」という文書名の付け方

は

発達してきた「御沙汰書」系統の文書に位置付けなければ、天皇文書を 歴史的に見て本来の「勅書」とはみなされず、近世とりわけ幕末期以降 代・中世・近世・近代を見通した歴史学者の立場からすると、これは ても、史局総裁任命勅書のような様式の文書は「勅書」であったが、古 類大全』に見られるように、 近世の「御沙汰書」系統の文書様式と判断したのではないかと思われ のであった。したがって、『宸翰英華』の編纂者たちは、 諡号を勅賜する際の文書様式であり、明治期の「勅書」とは全く別のも ろう。『宸翰英華』を見る限り、 的 通時的に矛盾なく理解することはできないと判断したのではなかろう いる。同時代的な政府の認識としても、後年の政府記録部局の認識とし る。このように、歴史学の分野では、史局総裁任命勅書のような様式の 「勅書」という名称を付与した文書を、 !な名称を付与する一つの学問的手法であると理解することもできるだ 「宸筆御沙汰書」という名称が付与されたが、一方で『法規分 政府の記録部局では「勅書」と認識されて 近世の「宸筆勅書」は、 本来の「勅書」とは認定せず、 僧侶に対して 維新政府が

(2) 文書の作成過程

て相応しい文章に変えるための修正と考えられる。ことを想定した文章となっているところを、三条個人に宛てる文書とし方、「三条実美」の抹消は、修正前の文章だと三条以外の第三者も見る

である。 太政官文書研究の成果を踏まえると、慎重な立場を取らざるを得ないの 者や修正者であることを示すものとする考え方に対しては、最近の明治 しかしながら、案文の末尾に押された秋月の印を、秋月が案文の起草

押捺し始めたものであり、恐らく官給品であったと推測される。 彼の身分が高鍋藩世子であったからである。 書官制の議政官 字にされている)。秋月の場合、 った(ただし、 諸侯の場合は諱の二字、藩士等が任命された徴士の場合は姓の二字であ われる。この丸朱印は、当初、 秋月の印は、写真が白黒であるため分かりにくいが、 ほぼ同じ楷書体で画一的に作製されたもののように思われ、 大久保利通のように二字以上の姓の場合は「大久」と「 (議定・参与)や行政官の弁事らが承認・署名 慶応四年閏四月二十一日に発足した政体 印文は諱の「種樹」であるが、これは この丸朱印の同時代的な名 朱印であると思 の意味で 公卿

印 が直ちに起草者であるとは限らないことを示唆しており、 ど様々な事例が確認されつつある段階である。こうした事例は、 る。 れる「署印」という名称を、 財 称は未だ判明していないが、 「岩倉具視関係史料」の文書群が巻子に仕立てられた際の追記に見ら(32) 「署印」の用途についても調査・研究の途上であり、 のみを根拠に、案文の起草者あるいは修正者を秋月と即断すること 現時点での研究においては仮に使用してい 海の見える杜美術館所蔵の国指定重要文化 承認や署名な 秋月の「署 押印者

新史料編纂事務局の嘱託となり、 ものであるという。 に関わっていたのかという点については、今後さらなる調査・研究が求 らかの形で関与していたことは確かであるが、具体的にどのようなこと がって、案文の起草から史局総裁任命勅書が完成するまでに、 と、また侍読として明治天皇に近い立場にもあったことが分かる。 であるから、 そもそも六国史以来の修史事業再開を行政官弁事宛に建議したのが学校 長を兼務しており、同月十八日には、学校副知事 年七月十三日)、 定し、それを前提として論を進めることには慎重であるべきだろう。 められよう。少なくとも現時点では、秋月を起草者あるいは修正者と断 おこう。政体書官制以降は、 70でもある。 (35) なお、この案文は、 ここで、史局総裁任命勅書の成立前後における秋月の履歴を確認して 明治二年四月四日の時点では、学校判事 秋月は史局総裁任命勅書の作成に関与できる職にあったこ 議政官下局議長、 高野は、 もともと金井之恭の子孫の家に伝わっていたのだ 弁事、 唱歌の作詞家としても知られているが、 『維新史』 議事体裁取調、 侍読(慶応四年六月十五日~明治三 の原稿の文章を補訂した人 (副知学事)に昇任した。 (判学事) と公議所議 森克己に譲渡された 学校取調を命じられ 秋月が何 した

> にあったから、 (36) なものであった。 (38) る。 は、 の草稿と考えられるものがある。 修史の詔勅(草案)」という史料名が付けられた、史局総裁任命勅書 ところで、史料編纂所所蔵の「松岡時敏関係文書」にも、「三条 土佐藩の儒学者であり、 史局総裁任命勅書作成前後の時期における松岡の履歴は、 公議所議長の秋月とは接点があったことになる。 維新期以降、 松岡時敏 政府の官員となった人物であ (通称:七助、 号:毅 次のよう 無相

明治元年十一月二日 御 雇を以て学校取調御用

には躊躇を覚える。

同月十八日 昌平学校掛

十二月十日 当分昌平学校頭取之心得

同月二十三日 学校権判事

明治二年四月二十日 学校判事・ 従五位

七月十八日

大学大永

体が、 事に昇任)。 内豊信が、松岡を学校に召致したのだと推測している。 学事)が秋月種樹、学校権判事が松岡であった。大久保利謙は、土佐藩 この時期の学校は、 かる(史局総裁任命勅書の下賜直後、 月の下で、史局総裁任命勅書の作成に関与できる立場にあったことが分 の儒臣で制度立案に長じていた松岡を兼ねてよりブレーンとしていた山 を経て、長官である学校知事 係文書」には学校や史料編輯国史校正局に関する文書も含まれている。 松岡は、当初から学校関係の役職を歴任していたため、「松岡時敏関 松岡の そもそも、 「取調」によるものとも言われている 山内豊信 修史再開を建議した二月付の弁事宛学校伺書自 (容堂) (知学事)を兼任しており、学校判事 秋月は学校副知事、 が、議政官議定から学校取調 松岡も山内・秋 松岡は学校判

よう。 松岡時敏関係文書」にある史局総裁任命勅書 の草稿を見てみ

旧蔵者の金井は、

明治二年四月四日時点で公議所書記の職

修史国家之大典、祖宗之修史国家之大典、祖宗之

盛拳、三代実録而後絶而也、然

革除鎌倉已降武門専 無続豈非闕典乎、今也

権之弊、振興政務、方将

、続祖宗芳躅以大敷□ 《院開史局以 弘 (欠損、文ヵ)

思

教於天下○須速定君臣名□ (欠損、分ヵ)

以扶植天下綱常、之誼、弁国体内外之弁、

三 維新期の明治天皇宸筆勅書

(1) 宸筆ではない「宸翰」・

時期における宸翰や勅書との比較を試みたい。明治太政官文書としての史局総裁任命勅書をさらに検討するため、

同

(2) 維新期の宸筆勅書

朱印が押されている。 筆ではない個人宛の勅書には、

いる。熾仁親王宛の辞令の写真を見ると、確かに「総裁」の二字が宸筆裁」と「議定」の二字を宸筆で記した「宸翰」であったことが知られて(のちの仁和寺宮嘉彰親王)ら宮(皇族)に対して出された辞令は、「総じられた有栖川宮熾仁親王、議定に任じられた山階宮晃親王と純仁親王とられた有栖川宮熾仁親王、議定に任じられた山階宮晃親王と純仁親王との三年(一八六七)十二月九日の王政復古政変によって、総裁に任

年月日に重ねて印文「天皇御璽」の方形

十六歳(九月二十二日の誕生日で満十七歳)であった。十六歳(九月二十二日の誕生日で満十七歳)であった。
中十八歳、史局総裁任命勅書が三条に下された同年四月四日の時点で満額」は十代後半頃の筆跡ということになる。ちなみに、明治二年は数えて十八歳、史局総裁任命勅書が三条に下された同年四月四日の時点で満な十八歳、史局総裁任命勅書が三条に下された同年四月四日の時点で満額」は十八歳、中人の大田の明治天皇)は数え年八歳から正式に手習いを始めることになり、践祚後は熾仁親王も書道の助教を務めていたが、王政のときの「宸復古政策を持て、東西の大田の大田の明治で満十七歳)であった。

し、写真がない場合は各種史料集を適宜参照して翻刻文を示した。外の勅書については、原文書の写真がある場合はそれを優先的に利用覧することができたのは、史局総裁任命勅書(⑦)だけなので、それ以県の時期までのものを時系列的に確認しておきたい。なお、原文書を閲収に、維新政府の草創期における明治天皇宸筆勅書について、廃藩置

ては、 月九日 れは宸筆であったのか、 されたのか、それとも勅書として下されたのか、もし勅書だとすればそ 賜されている。「勅語」の文体は候文だが、天皇から直接口頭で申し渡(3) 乞いのため参内し、 筆であったのかどうかは分からない。 セラル、 分類大全』もこれを「勅語」とし、その注釈として「是ヨリ先、 まず初めに、慶応四年二月十五日、 について触れておく。この日、 速ニ可奏掃攘之功事」という「勅語」を下され、そのあと節刀を下 当面除外しておくこととする として文書化されたことを指摘しているが、 総裁熾仁親王へ征東大総督軍事委任ノ旨ハ、 其書取ヲ以テセラル、ハ此勅ニ始マル」と述 明治天皇と対面した際に、「今般征東軍務委任之 いずれの点も今のところ判然としない。 東征大総督の熾仁親王は、 有栖川宮熾仁親王に下された「勅 したがって、 この その 聖上口ツカラ達 「勅語 「書取」 「勅 出征の暇 元年二 につ が宸 は

①慶応四年閏四月十日 三条実美宛

可/計候、シ、/可加鎮定、尤委任候/間、徳川旧勲不相/失、万民安堵候様シ、/可加鎮定、尤委任候/間、徳川旧勲不相/失、万民安堵候様東方未平、人心不定、/実ニ不容易形勢ニ付、/乍苦労速ニ下向致

もの。 者:公爵三条公春)。 副総裁であった三条が、関東監察使を兼務して東下するに際し下された して翻刻文 (第一三三三号) と写真 文体は候文で、 (所蔵者:三条公爵家)。 史局総裁任命勅書と同じく、『宸翰英華』に 写真を見る限り、 臨時帝室編修局旧蔵 料紙は切紙の形式。 (挿図第一六六号)を収録 一写真帖 「宸筆御沙汰書」と 二」にも写真を収 三職 八局 制 所

②慶応四年五月二十七日 静寛院宮親子内親王宛

上之儀案労致候辺、三条へ委細申含置候、尚又御帰洛否之儀御趣意徳川家名相続以下、夫々寛典相施シ候間、御安心可被遊候、尤御身

承リ度候

文体は候文。関八州鎮将の三条実美より伝達されたもの。『復古記』文体は候文。関八州鎮将の三条実美より伝達されたもの。『復古記』五月二は本文を「静寛院宮記」より引用。同書所引の「静寛院宮日誌」五月二は本文を「静寛院宮記」より引用。同書所引の「静寛院宮日誌」五月二十七日条は文書名を「勅書」としている。『復古記』の綱文では「手十七日条は文書名を「勅書」としている。『復古記』ので、これが宸筆かどうかはなお検討を要する。

③慶応四年六月二日 毛利敬親宛

天下平定万民安堵ニ到へク様、 今ヨリ以往之所置如何ト夙夜懸念候条、 致ス処、 凌キ鞠躬尽力、 邂逅上京先以満足候、 感喜述ルニ辞ナシ、 終二 朝廷ヲシテ今日有ニ至ラシム、 従前之件々不可言義二立到候処、 然トモ 偏二勉励依頼候 朕不徳、 汝益 朕ヲ扶ケ、 カ、ル大創業ノ事 偏ニ汝至誠之 内外大難 宜ク早

これに関しては、『嵯峨実愛日記』六月二日条に、次のような記述がを実見できていないので、これが宸筆かどうかはなお検討を要する。れ、宸筆であることを示唆している。ただし、原文書あるいは写真画像文体は候文。『復古記』に収載。同書の綱文では「手詔」と表記さ

ある。

可被 卿当職可被 賞之尚御依頼之旨被 盃 ſ 予
ら
伝
命
、 長門宰相参 入御、 召出間可有参上、且議定候所へ参入、車寄昇降等之事被 其後、於御学問所再 仰付之処、 御沙汰書相渡了 内、 予出会、 仰下、 所労押而上京故、 賜御包物及・盃・硯等也、退下、 加扶持、 御対面、有 於小御所 先御猶予、大事有之時者 勅語、年来勤王被 御対面、 一、同 賜 仰 天

書」であり、同日記の記事と符合する。 そのあとに正親町三条実愛より手渡されたのが、次のような「御沙汰書として文書化されたものであったかどうかは判然としないのである。書利敬親が明治天皇と対面した際に下されたのは「勅語」であり、勅

長門宰相

先御猶予被為有候間、大事有之節被 召候者、必可有参上旨被 仰当職被 仰付度 思食二被為有候得共、所労相扶押テ上京之儀故、

但、以来参上之砌ハ議定職候所へ参入、且車寄昇降可有之事、

六月二日

出

く異なり、当然のことながら「勅語」とも明らかに区別されていたのでこの文書様式はまさしく「御沙汰書」のもので、同時期の勅書とは全

④明治元年十一月二日 有栖川宮熾仁親王宛

ある。

春来軍務委任之/処、能く衆議を容/れ、画策籌謨其/宜を得、東

文体は漢字・片仮名交じりの漢文訓読体。

写真を見る限り、

料紙は折

比速に/平定之功を奏段、令/感賞候事、

記』十一月二日条には、「一、第十二字依旧蔵「写真帖」二」に写真を収録(所蔵者: 受領した有栖川宮側では 賜」と記し、「宸翰之写」として全文が書き写されているように、これを 上 文体は候文。写真を見る限り、 御暇之儀相願、 於小御所代 「宸翰」と認識していた。 料紙は切紙の形式か。 御対面、 (所蔵者:有栖川宮家)。『熾仁親王日 御感賞之 召参 朝、 宸翰、 臨時帝室編修局 錦旗・ 御直ニ下 節刀返

⑤明治元年十一月七日 仁和寺宮嘉彰親王宛

感激候事、 北征軍務委任之/処、画策籌謨其/宜ヲ得、速ニ及平定候段、/佘

文体は候文。写真を見る限り、料紙の下部に空白があるので、一見す文体は候文。写真を見る限り、料紙の下部に空白があるので、一見す文体は候文。写真を見る限り、料紙の下部に空白があるので、一見す文体は候文。写真を見る限り、料紙の下部に空白があるので、一見す

⑥明治二年二月 毛利敬親·島津久光宛

シ、 コトヲ謀レ、宜ク此意ヲ/奉体セヨ、 京 成ス等ノ事件、 稷長計モ亦正ニ汝 正二/反スハ、此レ汝ト薩藩ト/ノ力ニ之レヨル、自今而后、 天下ノ大義ヲ明ニシ、/朝廷ノ体裁ヲ正シ、 朕一人ヲ/助ケテ、 /強暴ニ備へ、公義ヲ立テ、/民安ヲ虞リ、独立不羈 殊二/汝等二問テ以テ施サントス、』其レ速ニト /両藩股肱トシテ勉ム/ベキニアリ、凡国体ヲ正 以テ永ク衆庶/ト与ニ天禄ヲ保タシメン (毛利敬親宛 /争乱ヲ撥シテ、 /ノ基ヲ 之ヲ

/輔相ハ躬

公爵毛利元道)。臨時帝室編修局 (62) て翻刻文 (第一三三六号) と写真 紙 の形式。 毛利敬親宛のものは、 臨時帝室編修局 旧蔵 『宸翰英華』 (図版第四七六号) を収録 写真帖 二」にも写真を収録 「宸筆御沙汰書」 (所蔵者 とし

京 国論ヲ定メ、長藩ト与ニ積年尽忠ノ所致ニ之レヨル」に、 トノカニ之レヨル」という文章が (所蔵者: という表記が(63) 毛利公爵家)。 「其速ニ上京」 いう文章が「此レ汝先臣贈中納言ノ遺志ヲ承ケ、 ^(島津斉彬) 島津久光宛のものは、毛利宛の「此レ汝ト薩藩 になっている。 島津家側ではこれを 「其レ速ニ上

「宸翰」としている。

書の 藩江被下候勅書渡賜如左、 ていた。また、 が記され、 児島に差遣された。 下されたものであり、 これは、 :中檀紙」を三つ折にしたものであることが明記されている。 名称は 版籍奉還にあたって長州藩の毛利敬親と薩摩藩の島津久光に た、柳原の日記「輙誌」明治二年二月二日条に、「就㎡者薩「朕自書ヲ以テ長門宰相中将・島津中将等ニ下ス」と書かされた。添付された輔相三条実美の書状には、三条への勅! |勅書」 で 勅使として万里小路通房が山口に、 震 備中檀帋、 翰 (宸翰) 三折、 す なわち天皇の自 震翰也」とあるように、 柳原前光が鹿 筆、 料 紙 文 は 摩 n 語

⑦明治二年四月四日 三条実美宛

翻刻文は既出

者:三条公爵家)。 裁任命勅書。 条公春)。 (第一三三四号) と写真 文体は漢字・片仮名交じりの漢文訓読体。 臨 時 既述の如く、 帝室 一編修局旧蔵 『宸翰英華』 (図版第四七七号)を収録 「写真帖 に 「宸筆御沙汰書」として翻 \equiv 料紙 にも写真を収 は折紙の形式。 (所蔵者:公爵三 録 史局 所 蔵

⑧明治二年五月十三日 三条実美宛

朕牧伯ヲ会同シ、 , 幾^億 任用其人ヲ獲ニ/アリ、 治 教 ノ本ヲ建セコト 故 二今謹テ ゥ 詢 ル 然 廟堂 一八百 方

> 神霊ニ質シ、 以テ之ヲ /挙用セリ、 汝衆ソレ /斯意ヲ体 セ

号)と写真 帝室編修局旧蔵 紙の形式。 文体は漢字・片仮名交じりの漢文訓読体。 『宸翰英華』に「宸筆御沙汰書」として翻刻文 (図版第四七八号)を収録 「写真帖 にも写真を収録 (所蔵者:公爵三条公春)。 写真を見る限り、 (所蔵者:三条公爵家)。 (第一三三五 料紙 は切

9 明治三年十二月三日 岩倉具視宛

之標 徹候様尽力/可致、 方今之形勢前途之/事業、 、従三位上京、朕ヲ輔翼、 /準トナリ、 大二皇基ヲ 令委任候事、 実ニ不容易義/ニ付、 /大政ヲ賛成シ、 、助ケ候様、 朕カ旨ヲ伝へ、 両藩一 毛利従二(敬親) **一致戮力、** 位 誠 | 意貫 諸藩 嶋津

と表記している。(68) 久光に対し、上京して明治天皇を輔翼すべしとの勅命を、 なお、岩倉は、毛利 ることを岩倉に委任したもの。(67) 文体は候文。写真を見る限り、 (折紙を二つ折にしたまま撮影か) ・島津宛 <u>10</u> 臨時帝室編修局旧蔵 料紙は折紙の形式か。 及び自分宛 を収録 (所蔵者:岩倉公爵家)。 9 「写真帖 の文書を 毛利敬親と島津 両名に伝達す 刺

(10) 明治四年正月 毛利敬親・島津久光宛

逮 欽テ之ヲ聴ケ、 朕忝大統ヲ継、 ノ成績ヲ 業実不容易、 / ヲ助、 /遂シメヨ、 左右群臣ト同心 朕深 夙夜 (毛利敬親宛 /憂勤、 /苦慮、 今大納言具視ニ/勅テ、(岩倉) (岩倉) 皇業ヲ賛成 汝敬親朕カ股肱/羽翼ナリ、(毛利) 生紀未/張、万姓未安 皇業ヲ賛成シ、 朕カ意ヲ告、 万姓未安、 朕 ヲシテ復古 宜朕カ不 其レ 前途之

紙 0) 文体は漢字・片仮名交じりの漢文訓読体。 形式。 「今大納言具視ニ勅テ」 に対応するのが⑨の岩 写真を見る限り、 倉 宛宸 料紙 筆 は折

である。 これは、 写真 う表記が「今大納言岩倉具視ニ勅シテ、朕カ意ヲ告ク」になっている。 久光宛のものは、 修局旧蔵「写真帖 「汝久光朕股肱羽翼ナリ」に、「今大納言具視ニ勅テ、朕カ意ヲ告」とい 『宸翰英華』に「宸筆御沙汰書」として翻刻文(第一三三七号) (図版第四七五号) 勅使として鹿児島と山口に差遣された岩倉具視が伝達したもの 毛利宛の 二」にも写真を収録(所蔵者:毛利公爵家)。 を収録 「汝敬親朕カ股肱羽翼ナリ」という表記が (所蔵者:公爵毛利元道)。 臨時帝室編 島津

らに限られる特別な文書であった。 ・定筆勅書の特徴を整理すると、次のように纏めることができるであろう。 に筆勅書の宛先は、出征した有栖川宮熾仁親王・仁和寺宮嘉彰親王や ・お言の三人の。 ・おける。 ・に、おいて、とから、維新期(王政復古政変から廃藩置県まで)における

目付・差出書・宛所は記されず、当初の文体は候文であったが(慶応 に対・差出書・宛所は記されず、当初の文体は候文であったが(慶応 に対・差出書・宛所は記されず、当初の文体は候文であったが(慶応 に対・差出書・宛所は記されず、当初の文体は候文であったが(慶応 に対・差出書・宛所は記されず、当初の文体は候文であったが(慶応

の奉書紙が使用されていると思われるが、 (前掲、 (2) (3) (5) (5) 紙の形式は、慶応四= 柳原前光日記 明治 明治二~ 二年以降はほとんど折紙の形式となる。 「輙誌」) - 四年が 明治元年が切紙二件 もあるので、 切紙一件 「備中檀紙」と明記した記録 宸筆勅書の用紙とその紙質 折 紙四件 料紙には上質 不明三件 (6) (7)

についても考察する必要がある。

されたのである。

されたのである。

されたのである。

されたのである。

にとはなかったが、他の宸筆勅書も同様の扱いであったと思われる。宸筆の勅書は特定の個人に宛てて下される特別な文書なのである。一方、筆の勅書は特定の個人に宛てて下される特別な文書なのである。一方、金にはなかったが、他の宸筆勅書も同様の扱いであったと思われる。宸ところで、史局総裁任命勅書は『太政官日誌』に掲載して公表されるところで、史局総裁任命勅書は『太政官日誌』に掲載して公表される

おわりに

中 編纂事業の中でも、 明らかに 文書研究の立場からすれば、これまで近代日本史学史の分野で言われて を取るつもりはない。 た。これも一つの学問的な見識として尊重すべきであり、従来の 裁任命勅書なども「宸筆 書」と「御沙汰書」は明確に区別されていたのである。ただし、古代・ ように、 きた明治天皇宸筆 (宸翰) 「御沙汰書」系統の文書様式に位置付けられるものと判断され、 明治天皇宸筆勅書」とすべきではないかと考える。すでに述べてきた 世・近世の「宸翰」を通時的に見た歴史学者の立場からは、 本稿で取り上げた史局総裁任命勅書の文書名については、 御沙汰書」という名称を誤りであるとして完全に排除する立場 同時期の公文書様式と比較しても、史局総裁任命勅書の様式は 「御沙汰書」のそれではなく、 (宸翰) 同じ「詔勅」と分類された文書ではあったが、「勅 (宸翰) 御沙汰書」という文書名が付与され 0) 「御沙汰書」(修史御沙汰書)ではなく、 後年の政府記録部局による法令 明治太政官 史局総 近世

た文書名が、とくに学問的な裏付けもなく、個々の研究者によって慣用の現在の幕末維新政治史研究においても、「勅書」や「御沙汰書」といっ

幕末維新期における「勅書」や「御沙汰書」などの朝廷・維新政府文書が高いた。そうした政治的な意味が強く希少な文書様式であったと文書であった。そうした政治的な意味が強く希少な文書様式であったと文書であった。そうした政治的な意味が強く希少な文書様式であったという点からも、修史事業の草創期に宸筆勅書によって三条を史局の総裁に任命することの重要性がより際立つのである。

要があるだろう。今後の研究に期待したい。

要があるだろう。今後の研究に期待したい。

要があるだろう。今後の研究に期待したい。

要があるだろう。今後の研究に期待したい。

要があるだろう。今後の研究に期待したい。

要があるだろう。今後の研究に期待したい。

要があるだろう。今後の研究に期待したい。

太草 00045100)所収の弁事宛学校伺書による。「太政類典」第一編第四00047100)、「太政類典」第一編第二十一巻(請求番号:太草 00021100)・第一編第四十四巻(請求番号:太 00019100)・第一編第四十二巻(請求番号:太 00042100)、「太政類典草稿」第一編第一編第十九巻(請求番号:太 00019100)・第 回立公文書館所蔵「公文録」明治元年第四十七巻(請求番号:公(1) 国立公文書館所蔵「公文録」明治元年第四十七巻(請求番号:公

二年三月)は二月十日付としているが、根拠を明記していない。 二年三月)は二月十日付としているが、根拠を明記していない。 二年三月)は二月十日付としているが、根拠を明記していない。 二年三月)は二月十日付としているが、根拠を明記していない。 大政類典草稿」第一編第四十四巻所収の伺書文末の註記に 十二巻及び「太政類典草稿」第一編第四十四巻所収の伺書文末の註記に 十二巻及び「太政類典草稿」第一編第四十四巻所収の伺書文末の註記に 十二巻及び「太政類典草稿」第一編第四十四巻所収の伺書文末の註記に 十二巻及び「太政類典草稿」第一編第四十四巻所収の伺書文末の註記に

- (3) 例えば、東京大学百年史編集委員会編『東京大学史料編纂所、二○○纂所編『東京大学史料編纂所史史料集』(東京大学史料編纂所)、東京大学史料編のの過程、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史四』
- (4) 太田晶二郎「史料編纂所一百年記念日講演」(『東京大学史料編纂所

第三冊、吉川弘文館、一九九二年三月、に収録)。報』第四号、一九七〇年三月、三・七頁、のち同『太田晶二郎著作集』

- (5) 東京大学史料編纂所(二〇一九年四月)、二頁。
- 立』(吉川弘文館、一九八八年一〇月)、及び後掲の諸研究を参照。年二月)、大久保利謙『大久保利謙歴史著作集7 日本近代史学の成(6) 小沢栄一『近代日本史学史の研究 明治編』(吉川弘文館、一九六八
-) 請求記号:六六七一-一。
- 先生還曆記念会、二〇〇一年一二月)がある。沙汰書の成立経緯」(所功先生還曆記念会編『國書・逸文の研究』所功9) 史局総裁任命勅書に関する専論としては、篠田孝一「明治二年修史御
- の組織と編纂事業の歩み」も収録。の解説は近藤成一執筆(二三九頁)。同書には、宮地正人「史料編纂所印)、東京大学史料編纂所(二〇〇一年一二月)。「明治天皇宸翰御沙汰書」
- 〜公輝。(⑴) 請求記号:台紙付写真 七四○ 八五五五。撮影史料の原蔵者:三条()
- 集成した「史料編纂始末綱文」(請求記号:○一七○‐八)もある。13) 東京大学史料編纂所所蔵、請求記号:○一七○‐九。他に綱文のみを
- である。年奉祝会、一九四四年一二月、六七四頁)と図版坤(図版第四七七号)年奉祝会、一九四四年一二月、六七四頁)と図版坤(図版第四七七号)史局総裁任命勅書が収録されているのは、本篇第二冊(紀元二千六百
- 総裁に任ずる旨の宸翰が三条実美に発せられる」(一頁)と、前掲、宮執筆)では「四月四日には東京に到着した明治天皇より国史編修のため15) 前掲『東京大学史料編纂所史史料集』第一章第一節の解説(宮地正人

三条実美にあてた明治天皇の宸翰」(一六一頁)と記述している。『歴史学と史料研究』山川出版社、二〇〇三年七月)では「同年四月のが、その翌月、官僚トップの輔相三条実美に対し、「修史ハ万世不朽ノが、その翌月、官僚トップの輔相三条実美に対し、「修史ハ万世不朽ノが、その翌月、官僚トップの輔相三条実美に対し、「修史ハ万世不朽ノが、その翌月、官僚トップの輔相三条実美に対し、「修史ハ万世不朽ノが、その翌月、官僚トップの輔相三条実美に対し、「修史ハ万世不朽ノが、その翌月、官僚トップの職権と編纂事業の歩み」では「明治天皇は明治二年地「史料編纂所の組織と編纂事業の歩み」では「明治天皇は明治二年地「史料編纂所の組織と編纂事業の歩み」では「明治天皇は明治二年

- 內閣記録局(一八九一年三月)、一~二頁。
- 利謙』勉誠出版、二〇二〇年五月)、参照。『アジア遊学二四八 明治が歴史になったとき 史学史としての大久保』、出稿「明治政府による記録編纂・修史事業と近代文書」(佐藤雄基編
- (18) 明治二年四月四日「御沙汰書写」(『太政官日誌』明治二年第三十九
- (9) 以下、『宸翰英華』の編纂については、日本学士院八十年史編纂委員の原文・の一覧ののでは、日本学士院八十年史』(日本学士院、一九六二年三月)本史第二の編纂「日本学士院八十年史』(日本学士院、一九六二年三月)本史第二の編纂に りいては、日本学士院八十年史編纂委員
- (20) 前掲『宸翰英華』本篇第二冊所収「宸翰英華編纂出版事業経過概要」の編纂」(八一二~八一四頁)、参照。

による。

- (21) 坂本太郎『日本の修史と史学』日本歴史』(講談社学術文庫)として文庫の『日本の修史と史学』吉川弘文館、一九八九年二月、に収録)。なお、第五巻 修史と史学』吉川弘文館、一九八九年二月、のち『坂本太郎著作集(五) 坂本太郎『日本の修史と史学』日本歴史新書(至文堂、一九五八年一
- していく過程などは、今後の研究課題である。 近世の「御沙汰書」が、幕末維新期以降、狭義の文書様式として確立
- (2) 前掲、太田「史料編纂所一百年記念日講演」、七頁。 三条実美勅語御案 秋月種樹筆」、撮影史料の原蔵者:森克己。 請求記号:台紙付写真 八一四 一二五七、書名:「賜修史局総裁

- (26) 前掲、小沢『近代日本史学史の研究 明治編』、三四〇~三四一頁。
- 代史断章―』(平凡社、一九九七年六月)、二二五~二二六頁。(27) フランシーヌ・エライユ著/三保元訳『貴族たち、官僚たち―日本古

 $\widehat{40}$

- (28) 前掲、篠田「明治二年修史御沙汰書の成立経緯」、二一六~二一九頁。 イリトューミュージ オー・フライタ フリン・ニニューニーテリ
- 清張記念館、二〇一九年三月)、六〇・六五~六六頁。的考察―』第一九回松本清張研究奨励事業研究報告書(北九州市立松本(29) 坂口太郎『大正・昭和戦前期における徳富蘇峰と平泉澄―その史学史
- 版会、二〇一七年一一月、二二頁)。 ――九世紀日本のナショナル・アイデンティティと学問』(東京大学出る(マーガレット・メール著/千葉功・松沢裕作訳者代表『歴史と国家(3) マーガレット・メールは、秋月を起草者とすることに疑問を呈してい
- 巻(思文閣出版、二〇一二年一二月)で翻刻されている。32) 佐々木克・藤井讓治・三澤純・谷川穣編『岩倉具視関係史料』上・下
- 纂所所蔵「百官履歴」(請求記号:四一四三‐一五四‐一三)による。履歴原書」(請求番号:職 00149100・件名番号:092)、東京大学史料編3) 秋月種樹の履歴は、国立公文書館所蔵「職務進退・元老院 勅奏任官
- (34) 前掲、森『史苑逍遥』、四二八~四二九頁。
- 版別冊、吉川弘文館、一九八三年七月)、五○頁。(大久保利謙・小西四郎執筆『『維新史』と維新史料編纂会』維新史復刻35) 小西四郎「文部省維新史料編纂会・文部省維新史料編纂事務局小史」
- 号:職 00149100・件名番号:035)。場立公文書館所蔵「職務進退・元老院 勅奏任官履歴原書」(請求番
- 四日以前とすべきであろう。 料目録データベースでは、作成時期を明治二年五月としているが、四月(37) 請求記号:松岡時敏関係文書 三(追加分) 二三二。なお、所蔵史

- (38) 国立公文書館所蔵「職務進退・元老院「勅奏任官履歴原書」転免病死(38) 国立公文書館所蔵「職務進退・元老院「勅奏任官履歴原書」転免病死
- (3))東京大学史料編纂所所蔵「百官履歴」(請求記号:四一四三 一五四 –
- を命じられたのは同日である。

 大久保利謙『大久保利謙歴史著作集4 明治維新と教育』吉川弘文を命じられたのは同日である。

 大久保利謙『大久保利謙歴史著作集4 明治維新と教育』吉川弘文を命じられたのは同日である。
- 松岡七助ニシテ」という註釈を付している。巻が、二月付の弁事宛学校伺書について「稟候ノ件取調員ハ学校権判事(4) 前掲「太政類典」第一編第十九巻・「太政類典草稿」第一編第二十一
- (2) 前掲、秋元「明治初年の修史・教科書・国学者」は、国立公文書館所(4) 前掲、秋元「明治初年の修史・教科書・国学者」は、国立公文書館所

と教育』四「東京新政府の大学構想」、参照

- 画像公開システム」で閲覧)。

 (侯爵大隈信常所蔵)の写真が収録されている(「書陵部所蔵資料目録・「写真帖 九」(識別番号:三二三六五)に、木戸孝允筆の「御宸翰按」原史料 二 七 三一)。なお、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵(4) 東京大学史料編纂所所蔵「御宸翰之御写 三月」(請求記号:復古記
- 頁。(45) 前掲、拙稿「明治政府による記録編纂・修史事業と近代文書」、五
- (46) 明治二年正月四日「勅書之写」(『太政官日誌』明治二年第一号)。
-) 明治二年六月四日「鍋島中納言へ勅書写」(『太政官日誌』 明治二年第

47

六十三号)。

- 48 二三五八)の註記による。「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」 で閲覧。「写真帖 二」については、以下も同様。 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵「写真帖 二」(識別番号:三
- 明治二年六月四日付「蝦夷開拓督務勅書」。「徴古館収蔵品データベー ス」で画像を閲覧 この鍋島直正宛勅書の原本は、公益財団法人鍋島報效会徴古館所蔵の
- 二三六頁。このときの「宸翰」は三つ折であった。三上昭美「新政府の 成立と公文書」(『日本古文書学講座 一九七九年一二月)、一八~二一頁、参照。 太政官編『復古記』第一冊(内外書籍、一九三〇年一〇月)、二三〇~ 第九巻 近代編Ⅰ』雄山閣出版
- 51 前掲「写真帖 二」作成時の所蔵者は有栖川宮家。
- 三五頁)、是澤恭三「明治天皇と大正天皇の宸翰」(『墨美』第一二八 号、一九六三年六月)、三頁、参照。 『孝明天皇紀』第三、平安神宮、第二版、一九八一年三月、二三四~二 「有栖川宮日記」安政六年三月三十日条(宮内省先帝御事蹟取調掛編
- 「有栖川宮家記」慶応四年二月十五日条(『復古記』第二冊、三六四
- 54 前掲『法規分類大全第一編 政体門三 詔勅式』、五七頁
- $\widehat{55}$ 本篇第二冊、六七三頁。
- $\widehat{56}$ 第五冊、 六六六頁。第十冊、二五二頁
- より引用。 第六冊、 九六頁。『復古記』は「毛利敬親事蹟」と「毛利元徳家記
- 58 月)、三〇〇~三〇一頁。 大塚武松編『嵯峨実愛日記 第二』(日本史籍協会、一九三〇年九
- 59 『復古記』第六冊、九六頁。
- 60 『熾仁親王日記 巻一』(高松宮家、一九三五年一月)、一五三~一五
- 61 『復古記』第八冊、六九八頁。第一四冊、三七二頁

 $\widehat{73}$

 $\widehat{62}$ 本篇第二冊、六七五~六七六頁。 図版坤、 図版第四七六号。

- 63 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 (鹿児島県、一九九六年一月)、六二三頁。 玉里島津家史料
- 前掲『玉里島津家史料 五』、六二三~六二四頁

64

- 65 東京大学史料編纂所所蔵「大日本維新史料稿本」明治二年一月三十日
- 条(請求記号:〇一七〇-五-三八一五)所収。
- 本篇第二冊、六七五頁。図版坤、図版第四七八号。
- 二~八六三頁。 多田好問編『岩倉公実記 下巻』(皇后宮職、一九〇六年九月)、八六

67 66

- 前掲『岩倉公実記 下巻』、八六四~八六五頁
- $\widehat{69}$ 68 本篇第二冊、六七七頁。図版坤、図版第四七五号。
- $\widehat{70}$ 一九一〇年一二月)、二一丁ウ~二四丁オ。 島津公爵家編輯所編『島津久光公実紀 巻七』(島津公爵家編輯所
- $\widehat{71}$ 文、神戸大学総合人間科学研究科、二〇〇五年一二月)、参照。 転換とそのメカニズム―視覚メディアとしての公文書書体―」(博士論 五巻第一五号、二〇〇五年九月)、同「明治維新における公文書書体の 達」類の書体と記録した「控」類の書体―」(『書学書道史研究』二〇〇 二年三月)、同「明治維新における公文書書体の転換―藩士が見た「布 というメディアの情報伝達―」(『表現文化研究』第一巻第二号、二〇〇 月)、青山由起子「江戸時代における「御家流」と「唐様」―「書体」 に収録)、近藤高史『明治書道史夜話』(芸術新聞社、一九九一年一〇 集1 総論1 日本古文書学の展開』吉川弘文館、一九八六年一一月、 波書店、一九三五年二月、のち寳月圭吾・高橋正彦編『日本古文書学論 伊木寿一「日本書道の変遷」(国史研究会編『岩波講座日本歴史』岩
- 72 久保の近代文書論については、 「文書から見た幕末明治初期の政治―明治文書学への試論―」(『中 第二一巻第二号、一九六〇年一二月、のち『大久保利謙歴史著作集 明治維新の政治過程』吉川弘文館、一九八六年二月、に収録)。大 前掲の拙稿「明治政府による記録編纂・
- 修史事業と近代文書」、参照。 「勅書」か「御沙汰書」か、その取り扱いをめぐって争論も起きていた 文久期には、発給者である朝廷側と受領者側を巻き込み、当該文書が
- (281)

年の修史事業をめぐる政治過程には、 回明治維新史学会大会報告、 (安部玄将「文久期伊勢神宮の動向―朝廷との関係を中心に―」第四九 例えば、 前揭、 秋元「明治初年の修史・教科書・国学者」は、 於:京都橘大学、二〇一九年六月九日)。 当時の大学における紛争と連動し 明治二

 $\widehat{74}$

- 〔付記〕本研究は、二〇一八年度鹿島学術振興財団研究助成「明治太政官 草者をとくに推定することはせず、 述べている(八~二四頁)。ただし、 学所事業の継承に傾いたが、同年四月四日の史局総裁任命勅書の下賜が 頁)と表現しているだけである。 転機となって、漢文修史の方針が優勢になったとする注目すべき見解を よる新たな国史編修の開始かという二つの方向性が存在し、一旦は旧和 ながら、幕府の和学所による「塙史料」編纂の継続か、 の官員旧蔵文書群に含まれる政府関係文書の史料学的研究」、及びJS PS科研費(JP19H01303)「明治太政官文書を対象とした分散所在史 料群の復元的考察に基づく幕末維新史料学の構築」の助成を受けたも 「この宸翰のかくれた起草者」(一三 同論文は、 史局総裁任命勅書の起 あるいは漢文に
- 教示頂いた坂口太郎氏・白石烈氏・山口和夫氏にも感謝申し上げます。 のです。また、本報告に関係する史料・文献について貴重な情報をご

